

高松市自治基本条例(仮称)に関する提言書(案)

平成20年 月

高松市自治基本条例を考える市民委員会

平成 20 年 8 月 15 日現在

平成20年8月15日現在

はじめに

平成20年 月 日

高松市自治基本条例を考える市民委員会
委員長 柘植敏秀

目 次

I	自治基本条例とは	1
II	自治基本条例制定の背景	2
III	高松市自治基本条例（仮称）（案）の特徴	4
	1 条例（案）の基本原則	
	2 検討プロセスの特徴	
	(1) ワークショップ形式での検討	
	(2) P I（パブリック・インボルブメント）活動の展開	
	① 高松市自治基本条例を考える市民委員会瓦版の発行	
	② 「自治基本条例を考えるフォーラム～みんなで高松市の憲法を 考えよう～」の開催	
IV	高松市自治基本条例（仮称）の基本構造	6
V	高松市自治基本条例（仮称）に盛り込みたい内容と考え方	
	1 前文	7
	2 総則	
	(1) 目的	7
	(2) 条例の位置付け	8
	(3) 定義	8
	(4) 基本原則	1 1
	3 市民主権と協働	
	(1) 市民参加の権利	1 1
	(2) 権利の行使と責任の履行	1 1
	(3) 市民の知る権利	1 2
	(4) 情報公開制度	1 2
	(5) 個人情報保護制度	1 2
	(6) 市民参加の機会	1 3
	(7) 協働のパートナーの育成	1 4
	(8) 住民投票	1 4
	(9) 総合計画の位置付け	1 7

4 行政の役割と責務

- (1) 市長の責務
- (2) 行政組織の編成
- (3) 職員倫理と意識
- (4) クレーム処理
- (5) 行政の説明責任
- (6) 安全安心の優先確保
- (7) 外部監査
- (8) 財政運営

5 議会・議員の役割と責務

- (1) 議会の責務
- (2) 開かれた議会
- (3) 議員の責務
- (4) 議員の情報公開
- (5) 議員の研鑽

6 連携・協力，推進等

- (1) 国や近隣自治体との協力
- (2) 本条例の推進
- (3) 改正・見直し

VI 資料

- 1 高松市自治基本条例を考える市民委員会の検討経過
- 2 高松市自治基本条例を考える市民委員会委員等名簿
- 3 高松市自治基本条例を考える市民委員会設置要綱
- 4 「自治基本条例を考えるフォーラム～みんなで高松市の憲法を考えよう～」
(7月25日(金)開催)での市民のみなさんからの意見等
- 5 瓦版 (Vol.01～09)

I 自治基本条例とは

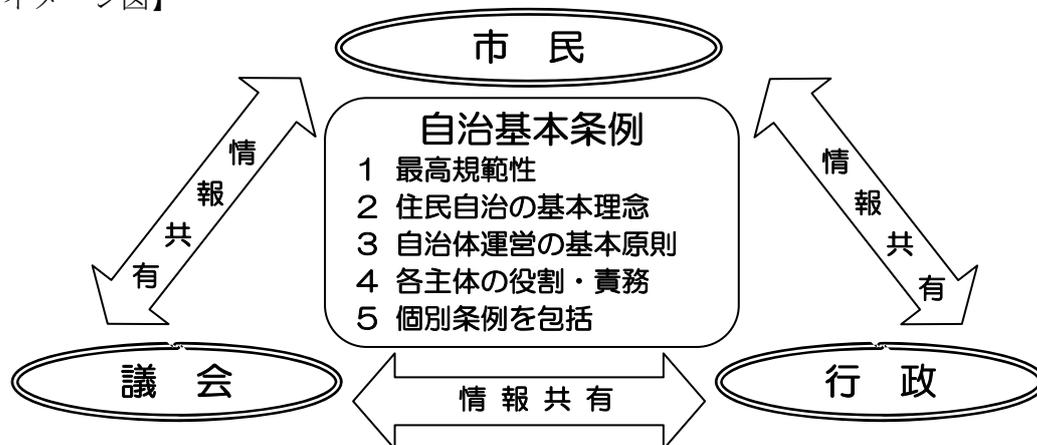
中央集権型社会から地方分権型社会へと変革が進み，地方自治体の権限が拡大するとともに，より自主的・自立的な自治体運営が必要となってきました。一方で，地域コミュニティ協議会やNPOなど様々な主体による住民活動が行われるようになってきており，まちづくりには，市民参加や市民と行政との協働が欠かせない時代となっています。

このようなことから，住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則について定めるものが自治基本条例です。市民主権や市民参加については，これまでも情報公開条例等がありましたが，これらの条例等を束ねた包括的な枠組み条例で，これからのまちづくりに必要なものです。

自治基本条例は，制定している地方自治体はまだ一部ですが，一般に，自治の基本原則のほかに，市民の権利，議会や行政の役割と責務，市民参加や市民と行政との協働などを定めています。

また，個別の条例や計画，施策の上位に位置付けられるため，いわば，「自治体の憲法」とも称されています。

【イメージ図】



自治基本条例が制定されることにより，主体的に考えて行動する市民が増え，身近な課題を自ら解決していく住民自治の基本理念が広く認識されていくことが期待され，あわせて，市民のみなさんが行政に参画するための仕組みが整備されることにより，開かれた風通しの良い行政運営が推進されていくこととなります。

Ⅱ 自治基本条例制定の背景

平成 12 年 4 月に地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）が施行されたことに伴い、国の機関委任事務が廃止されるなど、「国と自治体の対等関係」の構築による団体自治の拡充を目的とした第一次地方分権改革が進められるとともに、平成 16 年から「三位一体改革」（国から地方への税源移譲，国庫補助負担金の改革，地方交付税の三改革を一体的に行うこと）が実施されたことにより，地方の自主性・自立性が高められました。

しかし，このような改革を経ても，なお国から地方への権限委譲や税源移譲などの課題が残っていたため，更なる分権型社会の実現を目指し，平成 19 年 4 月に地方分権改革推進法が施行され，地域に住む住民が自らの意思によって地域の行政を決定する住民自治の拡充のための第二次地方分権改革が始まりました。

このような地方分権の大きな流れの中，自治体は自己決定・自己責任の推進体制を自ら構築していくことが重要となります。

さらに，人口減少，少子・高齢化社会の到来や，環境問題，自治体の財政状況の悪化など，行政が対応しなければならない課題は増加しており，限られた財源や人材を最大限有効活用しながらも，複雑・多様化する行政課題への対応について，これまで以上の努力が求められています。

また，阪神淡路大震災を契機として，住民参加やNPO等の住民活動の機運の高まりとともに，行政主導による公共の限界が明確になりました。このため，行政だけでは対応できない状況において，住民が公共性を担うという時代状況が生まれ，そこから住民自治の本格的な取組が始まりました。

そこで，自治体では，さまざまな条例や規則等を束ね，自治体運営の基本原則を定める新たなルール（自治体の憲法）を必要としており，一方，住民は，住民自治という住民と自治体との新たな関係を示すルールを必要としていることから，このような時代の要請に応えるものとして，自治基本条例の制定が各自治体で進んでいます。

一方，高松市では，各種団体やNPO，企業等が連携し，行政とのパートナーシップによりまちづくりを行うため，「自助，共助，公助による協働のまちづくり」を基本目標に，市民みんなが住みやすいまちづくりを進めています。また，地域みずからの自己決定と自己責任を基本に，行政とともに考え，ともに行動する中で，主体的にまちづくりを進める，地域コミュニティの構築に努め，各地区（校区）の自治会を中心とした各種団体等で構成される地域コミュニティ協議会の活動を支援するなど，地域住民による主体的なまちづくりを促進しています。

自らのまちは自らが治めていくといった住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則を条例で定めることは，市民主体の市政運営を進める上で重要であり，高松市におい

ても、条例制定過程から市民が主体的に参加し、市民の立場で条例に盛り込む内容を議論する「高松市自治基本条例を考える市民委員会」（以下、「市民委員会」という。）が設置され、高松市自治基本条例（仮称）の制定に向けた取組が始まりました。

Ⅲ 高松市自治基本条例（仮称）（案）の特徴

1 条例（案）の基本原則

本条例の特徴として、地方分権時代におけるまちづくりの観点から、次の3原則を基本原則としました。

- ① 情報共有の原則
- ② 過程明示の原則
- ③ 参加・協働の原則

まず、情報共有の原則です。自治基本条例は、まちづくりの主体である市民、行政、議会の3主体の権利と義務を定めることにより、市政をいかに運営するかについて条例として体系化するものです。まちづくりの進め方として、まず、市民が市政に参加しようとするときには、行政が所有する情報を知ることが必要です。市民、行政、議会が同じ情報を持つことが情報の共有であり、情報共有の原則としました。

次に、過程明示の原則ですが、市民が情報を知り、市政に参加し、施策の是非を議論するときには、既に決まった情報だけではなく、議論し決定するまでの過程についての情報も知る必要があることから、過程を明示することを原則としました。

三つ目の参加・協働の原則は、自治基本条例の中心となる原則で、これからのまちづくりには、市民が主体的に参加することや、市民、行政等それぞれの主体が、対等かつ自由な立場で、それぞれの違いと特性、社会的役割を踏まえて、協働で取り組むことが重要であると考え、基本原則としました。

2 検討プロセスの特徴

(1) ワークショップ形式での検討

平成20年2月28日の第1回会議において、検討プロセスにワークショップをとり入れることが提案され、第2回会議から3回にわたり、次のテーマで、ワークショップ形式で議論しました。

- ① 市民編（理想の高松市民とは。問題はなんだろう。解決策として考えられること。）
- ② 行政編（理想の高松市とは。どこが問題だろう。具体的にこうすればどうだろう。）
- ③ 市長、議会編（期待すること。）

ワークショップの効果は次のとおりです。

- ① 委員相互の意識や情報を共有し、相互理解を深めることができました。
- ② 市民、行政、市長、議会というまちづくりの主体別に「理想、問題点、解決策」を議論したことにより、委員間の共通認識を図ることができました。
- ③ 自由な意見を出し、施策に対する想いがスムーズに出てくる中、それぞれの意見を分類、整理していくことで、合意形成がなされていき、委員の想いが条例骨子案

として形になりました。

(2) ※P I (パブリック・インボルブメント) 活動の展開

自治基本条例は、市民が必要性を認識し、市民が十分議論してつくるものであることから、市民委員会では、市民に委員会での検討内容や過程を知ってもらい、参加してもらい、市民の意見を吸い上げ、反映することが大切だと考えました。

① 高松市自治基本条例を考える市民委員会瓦版の発行

市民委員会では、委員会で議論している内容を市民に積極的に情報提供しました。その一つが市民委員会による瓦版の発行 (Vol. 01～Vol. 08) です。毎回の会議内容を分かりやすくまとめ、共に考えていくことを知ってもらい、市民からの意見を募りました。瓦版は、市ホームページに掲載するとともに、コミュニティセンターや図書館など市の施設等に配置しました。

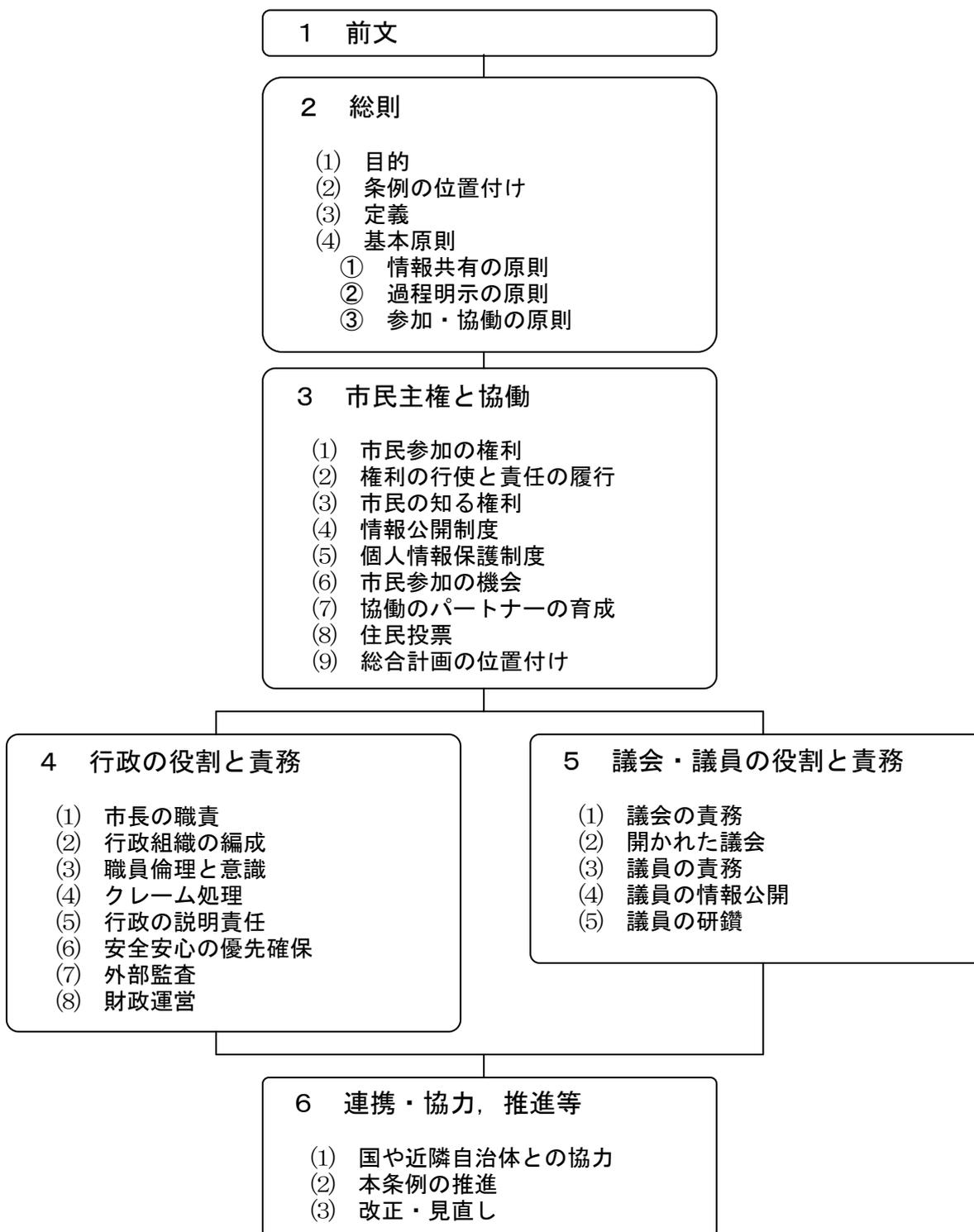
② 「自治基本条例を考えるフォーラム～みんなで高松市の憲法を考えよう～」の開催

市民委員会で議論した内容について、市民に問いかけ、市民の皆さんの意見を反映させるため、市民委員会主催で「自治基本条例を考えるフォーラム ～みんなで高松市の憲法を考えよう！～」を平成 20 年 7 月 25 日 (金) に、市役所 1 階の市民ホールにおいて開催しました。自治基本条例に盛り込む内容として、市民委員会が取りまとめた条例体系骨子案について説明し、市民の皆さんから 30 件の御意見をいただきました。

※P I (パブリック・インボルブメント) とは、政策作成の過程で、市民の意見を吸い上げるために、市民に過程での意思表示の機会をつくる試みです。

IV 高松市自治基本条例（仮称）の基本構造

市民委員会では、高松市自治基本条例（仮称）に盛り込みたい内容の骨子について、次の基本構造に整理しました。



V 高松市自治基本条例（仮称）に盛り込みたい

内容と考え方

市民委員会では、高松市自治基本条例（仮称）に盛り込む内容と考え方について、次のとおり取りまとめました。

1 前文

- ・高松市自治基本条例（仮称）に前文を置きます。
- ・前文には、日本国憲法の理念である国民主権の概念を入れること、市民と行政・市長と議会・議員の関係を整理すること、国際的視野も含め持続発展性のある地域社会を目指すこと、権利と責任のバランスのとれた市民像を記載します。

【考え方】

高松市自治基本条例（仮称）は、本市の住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定めるという条例制定の目的を明らかにすること、および条例が目指している理想を分かりやすく宣言し、また、住民自治のまちづくりを目指す市民の決意を表明するため、前文を置くこととします。

また、市民委員会での議論の中で以下のキーワードが出てきたことから、このキーワードを踏まえた前文となることを望みます。

男女共同参画，安心安全なまちづくり，生きる権利，少子高齢化の取組，
医療制度の健全，環境との共生，自然との調和，地場産業の活性化，
観光の活性化，文化の創造

2 総則

(1) 目的

- ・市民主権を基本とし、市民、行政、議会の役割や関係を明らかにし、住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則を規定します。
- ・市民が主体的に市政に参加・協働する仕組みを定めます。
- ・住民自治の実現を図ります。

【考え方】

市民自らが自らの地域のことを考え決めていくことが、自治の基本であり、まちづくりの主体は市民であることから、市民主権を基本とします。

市民は、代表として市長や議員を選挙によって選び、市政を信託しますが、まちづくりの主体は市民であり、市民が市政に参加することと、市民と行政等各主体の協働が基本になります。

まちづくりには、主体である市民と、市民が信託する行政、議会という 3 者があり、それぞれが、その役割や関係を理解し、連携して市政を運営することが重要です。

(2) 条例の位置付け

- ・高松市の最高規範であり、この条例の趣旨を最大限に尊重します。

【考え方】

自治基本条例は、住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則を規定するもので、最高規範として位置付けられます。このため、高松市の条例や規則等は、高松市自治基本条例（仮称）との間に矛盾がないように整合性を図っていく必要があります。

(3) 定義

- ・この条例において「市民」とは、次に掲げるものをいいます。ただし、住民投票の資格要件については、別に定めるものとします。
 - ① 高松市に居住する者
 - ② 高松市に通勤・通学する者
 - ③ 高松市で事業を営み、または活動する団体
 - ④ 高松市に関心を持つ者
- ・「コミュニティ」とは、居住地や関心を共にすることで営まれる共同体であり、特に地縁に基づくコミュニティを「地域コミュニティ」として区別しています。高松市では、原則小学校区を単位として、地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会の構築を共通の目的として構成された集まりであり、実態として自治会をはじめとする地域の各種団体等を中心に構成されたものを「地域コミュニティ協議会」とよんでいます。
- ・「行政」とは、高松市での地方自治法第 138 条の 2 に規定する執行機関をいいます。具体的には、高松市長、高松市教育委員会、高松市選挙管理委員会、高松市監査委員など、独自の執行権限を持ち、その担任する事務の管理および執行に当たって自ら決定できる機関を指しています。
- ・「協働」とは、市民、行政等それぞれの主体が、対等かつ自由な立場で、それぞれの違いと特性、社会的役割を踏まえて、共通の目標達成のため、共に取り組む関係です。
- ・「参加」とは、市民が、市政に対して意思を表明し、行動することをいい、市の政策の立案、実施および評価に至る過程に、責任を持って主体的に関与する「参画」を含むものとします。

【考え方】

この項目は、条例を解釈する上での共通認識を持つため、重要な用語の意義を明らかにするために設けるものです。

「市民」では、市内に住む人はもちろんのこと、他市町から市内に通勤または通学している人も、自治を担う責務と権利を有するという観点から、「市民」と定義します。

また、自然人のみならず法人その他の団体も自治を担う責務と権利を有するという観点から「市民」と定義します。

さらに、高松市に関心を持つ人についても、多様な主体とのかかわりを持つという観点から「市民」と定義します。

なお、住民投票の資格要件における「市民」の範囲については、別途定める住民投票条例で規定することとします。

「コミュニティ」では、高松市のコミュニティについての考え方も含めて説明しています。

「行政」では、高松市長、高松市教育委員会など、高松市の執行機関を指すものと定義します。

「協働」では、市民、行政等各主体がそれぞれの機能に応じた役割分担をして、協働で公共的課題の解決に当たることを定義します。

「参加」では、市民が市政運営に主体的に加わることを定義します。なお、この「参加」には、意思形成にかかわるという意味の「参画」を含めるものとします。

市民の定義（自治基本条例課題別論点票）

1 概要	自治の主体となる市民の範囲を定める。																																																																																																																																											
2 法的根拠	なし（「住民」については、地方自治法第十条にて規定） 地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号） 第十条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。																																																																																																																																											
3 論点	① 市民の範囲についてどう規定するか。 広義の場合（かかわりを有するすべての者） > 一般的な場合 > 狭義の場合（市の区域内に居住する者） ② 団体，事業者を含むか																																																																																																																																											
4 結論	① 市民の概念については、高松市に関心を持つ人も含めた広い範囲とする。ただし、住民投票に係る資格要件については、投票に参加できる者を正確に把握する必要があるなどの理由により、住民票がある 18 才以上か 20 才以上の人と一定の制限を設けることとする。 ② 高松市で事業を営み、または活動する団体を含むこととする。																																																																																																																																											
5 他自治体の状況等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自治基本条例制定済他自治体※</th> <th rowspan="2">施行年月</th> <th colspan="5">「市民」に含まれるもの</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>在住者</th> <th>在勤者</th> <th>在学者</th> <th>市内で活動する者</th> <th>市内で活動する事業所・団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>川崎市</td><td>H17.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>静岡市</td><td>H17.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>札幌市</td><td>H19.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>新潟市</td><td>H20.2</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>豊田市</td><td>H17.10</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>岐阜市</td><td>H19.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>大和市</td><td>H17.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>太田市</td><td>H18.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>平塚市</td><td>H18.10</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>三鷹市</td><td>H18.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>△</td><td>△「事業者等」として別に定義している。</td></tr> <tr><td>帯広市</td><td>H19.4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>さぬき市</td><td>H17.4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>定義していない。</td></tr> <tr><td>善通寺市</td><td>H17.10</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>「生活の関わりを有するすべての者」も加えている。</td></tr> <tr><td>丸亀市</td><td>H18.10</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr> <tr><td>ニセコ町</td><td>H13.4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>定義していない。ただし、別規定に「町外の人々との連携」あり。</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 区分は、政令指定都市（4市）、中核市（2市）、人口20万人以上の自治体（3市）、人口20万人未満の自治体（3市）、県内自治体（3市） ※2 自治基本条例制定済みの自治体のうち、政令指定都市、中核市および県内自治体はすべて抽出し、人口20万人以上および20万人未満の自治体の中からは、先進的と思われる各3自治体を抽出した。</p>							自治基本条例制定済他自治体※	施行年月	「市民」に含まれるもの					備考	在住者	在勤者	在学者	市内で活動する者	市内で活動する事業所・団体	川崎市	H17.4	○	○	○	○	○		静岡市	H17.4	○	○	○	○	○		札幌市	H19.4	○	○	○	○	○		新潟市	H20.2	○	○	○	○	○		豊田市	H17.10	○	○	○	○	○		岐阜市	H19.4	○	○	○	○	○		大和市	H17.4	○	○	○	○	○		太田市	H18.4	○	○	○	○	○		平塚市	H18.10	○	○	○		○		三鷹市	H18.4	○	○	○	○	△	△「事業者等」として別に定義している。	帯広市	H19.4	○	○	○	○	○		さぬき市	H17.4						定義していない。	善通寺市	H17.10	○	○	○	○	○	「生活の関わりを有するすべての者」も加えている。	丸亀市	H18.10	○	○	○		○		ニセコ町	H13.4						定義していない。ただし、別規定に「町外の人々との連携」あり。
自治基本条例制定済他自治体※	施行年月	「市民」に含まれるもの					備考																																																																																																																																					
		在住者	在勤者	在学者	市内で活動する者	市内で活動する事業所・団体																																																																																																																																						
川崎市	H17.4	○	○	○	○	○																																																																																																																																						
静岡市	H17.4	○	○	○	○	○																																																																																																																																						
札幌市	H19.4	○	○	○	○	○																																																																																																																																						
新潟市	H20.2	○	○	○	○	○																																																																																																																																						
豊田市	H17.10	○	○	○	○	○																																																																																																																																						
岐阜市	H19.4	○	○	○	○	○																																																																																																																																						
大和市	H17.4	○	○	○	○	○																																																																																																																																						
太田市	H18.4	○	○	○	○	○																																																																																																																																						
平塚市	H18.10	○	○	○		○																																																																																																																																						
三鷹市	H18.4	○	○	○	○	△	△「事業者等」として別に定義している。																																																																																																																																					
帯広市	H19.4	○	○	○	○	○																																																																																																																																						
さぬき市	H17.4						定義していない。																																																																																																																																					
善通寺市	H17.10	○	○	○	○	○	「生活の関わりを有するすべての者」も加えている。																																																																																																																																					
丸亀市	H18.10	○	○	○		○																																																																																																																																						
ニセコ町	H13.4						定義していない。ただし、別規定に「町外の人々との連携」あり。																																																																																																																																					

(4) 基本原則

- ・基本原則として、「情報共有」、「過程明示」、「参加・協働」の3原則を位置付けます。

【考え方】

- ①「情報共有の原則」とは、市民がまちづくりに参加するためには、開かれた行政、分かりやすく情報が開示され、風通しが良い行政でなければならないため、情報を開示するだけでなく、市民、行政、議会で情報を共有するものです。
- ②「過程明示の原則」とは、市民に分かりやすく情報を提供する行政の説明責任が求められる中で、行政が施策等を決定する前の説明や、過程の公開もできる限り行なうものです。
- ③「参加・協働の原則」とは、これからのまちづくりは、市民が主体的に市政に参加するとともに、市民、行政等が、それぞれ独自の機能に応じた役割分担を行う中で、対等かつ自由な立場で協働することにより、公共的課題を解決していくことです。

3 市民権と協働

(1) 市民参加の権利

- ・市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有します。
- ・市民参加の機会は公平公正に与えられることが大切です。

【考え方】

市民参加の権利は、市民がまちづくりに参加する権利です。

市民は、まちづくりの主体として、様々なまちづくりの活動を行ったり、市政に対して、意見を表明したり、提案するなどまちづくりに参加できます。まちづくりへの参加は、自発的、主体的に行うものであることを踏まえた上で、参加の機会は公平公正に与えられなければなりません。

(2) 権利の行使と責任の履行

- ・市民は、市政の立案、実施、評価の各段階で、まちづくりに積極的に参加します。
- ・市民は、まちづくりの主体として、自らの責任ですべきことは自ら行います。
- ・市民は、まちづくりに参加する権利を行使するに当たっては、責任を持たなければなりません。
- ・市民は、まちづくりを進める上での地域コミュニティの役割を認識し、積極的に参加します。

【考え方】

市民がまちづくりに参加するには、参加する権利の行使と責任の履行のバランスが必要となります。また、まちづくりに参加する権利を行使するに当たっては、まちづくりの主体としての自覚と責任を持ちます。

まちづくりの主体として、できる限り参加することが市民に求められている役割だと考えられ、地域が抱える問題を市民自らの課題として共有し、地域自らの手で解決するよう努めます。その地域における課題を自ら解決する組織である地域コミュニティは、市民参加の主体であり、協働のパートナーとして、自ら決定し、実行し、責任を持たなければなりません。市民は、地域コミュニティの役割を認識し、できる限り参加することが求められています。

(3) 市民の知る権利

- ・市民には、市政運営に関する情報について、知る権利があります。
- ・市政運営に関する情報については、政策形成過程の段階でもできる限り公開に努めます。

【考え方】

市民の知る権利は情報共有の原則を形づくる重要な要素であるため、市政運営に関する情報の提供を求め、取得する権利として明確に規定します。

市政運営に関する情報のうち、政策の立案・実施等各段階での情報を公開することが市民参加を進めるためには必要ですが、政策形成過程を公開した場合、市民が現状や課題を理解しないまま、本当かどうかも分からない情報が錯綜して、混乱が生じてしまう恐れがある大変難しい問題を含んでいます。

(4) 情報公開制度

- ・行政は、市政運営に関する市民の知る権利を保障し、行政文書をはじめとする市政情報の公開を公正かつ適正に進めます。

【考え方】

情報公開制度は、市民の知る権利を具体化するものであり、情報共有の原則を形づくる重要な要素であることから、行政は、市民の求めに応じて、積極的に市政の情報公開を行う必要があります。

【関連する高松市の主な条例等】

- ・高松市情報公開条例
- ・高松市行政資料閲覧規程

(5) 個人情報保護制度

- ・行政は、個人情報の重要性を認識し、その収集や利用、提供について適正に取り扱います。

【考え方】

市は、円滑に市政を執行するため、多くの個人情報の収集、利用、提供を行っていますが、これらの個人情報の保護を十分に図る必要があります。

個人情報取扱いに関し、市民の権利利益を侵害されることのないように、個人情報保護に対する市の基本的姿勢を明らかにするとともに、「高松市個人情報保護条例」により適正に取り扱われる必要性があります。

【関連する高松市の主な条例】

- ・高松市個人情報保護条例

(6) 市民参加の機会

- ・行政は、市政に市民の意見を反映させるため、広く市民が市政に参加できる機会を確保し、その制度の充実に努めます。
- ・政策決定過程における市民参加を促進するため、重要な政策等の立案に当たっては、その内容等を公開し、市民からの意見を求め、意見に対する考え方等を公表するとともに、提出された意見を考慮して意思決定を行うパブリックコメント制度を設けます。
- ・政策の立案・実施・評価の各過程における市民参加を進めるため、審議会などの附属機関に、公募委員を加えるものとします。

【考え方】

市政に市民の意見を反映させるため、市民が市政に参加できる機会が保障されるとともに、多様な参加制度が整備されなければなりません。

本市では、市の基本的な政策等を策定するとき、その策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、市民からの意見の提出を受け、市民等から提出された意見等の概要および意見に対する市の考え方等を公表するパブリックコメント手続を実施しています。また、審議会等の附属機関に広く市民の意見を反映させるため、委員を公募するものとしており、幅広い市民が委員として参加できるよう、より一層、公募委員の積極的登用を進めます。

【関連する高松市の主な要綱等】

- ・高松市パブリックコメント手続要綱
- ・高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱
- ・高松市附属機関等の会議の公開および委員の公募に関する指針
- ・高松市における審議会等委員への女性の登用推進要綱

(7) 協働のパートナーの育成

- ・市民の積極的な参加によるまちづくりを進めるため、地域コミュニティ協議会やNPOなどの団体を支援し、市民と行政との協働によるまちづくりを推進します。
- ・市政を支える人材を育成するため、学習機会の充実に努めるとともに、生涯学習の視点から体系的な育成を図ります。

【考え方】

分権型社会の流れの中で、地方自治体のあり方も大きく変化しています。「自分たちのまちは自分たちで責任を持つ」という地方自治の本旨に則り、地域の特性を活かした地域自らのまちづくりの実現が求められています。

その中で、この項目は、市民と行政がお互いをパートナーとして認め合い、協働による公共的課題の解決を推進していくことを明らかにするために設けるものです。

一点目は、今後、地域内分権が進んでいく中で、地域コミュニティ協議会や様々な市民活動団体をまちづくりの担い手として位置付け、その育成を図ることを明らかにするものです。

二点目は、協働の担い手となる人材の育成は、体系的に実施することで、より大きな成果が得られると考えられることから、あらゆる世代を対象として様々な機会を提供していくことを明らかにするものです。

【関連する高松市の主な要綱等】

- ・平成20年度地域まちづくり交付金等交付要綱
- ・高松市地域コミュニティ構築に係る支援事業補助金交付要綱
- ・高松市地域コミュニティまちづくり活動支援事業補助金交付要綱
- ・NPOと行政との協働に関する基本方針・基本計画
- ・NPOと行政との協働を進めるための指針
- ・高松市協働企画提案事業実施に関する要綱

(8) 住民投票

- ・市民は、市政の重要事項について、住民投票を請求することができます。
- ・議会および市長は、市政の重要事項について、市民の意思を直接に確認し、市政に反映させる必要があるときは、住民投票を実施することができます。
- ・議会および市長は、住民投票の結果を尊重するとともに、住民投票の結果を踏まえ行った政策的判断について、市民に対して説明するものとします。
- ・住民投票を実施する上で必要な事項は、別に条例で定めます。

【考え方】

この項目は、市民主権の観点から、市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項について、市民の意思を的確に反映させるために行われる住民投票制度について明らかにするために設けるものです。

一点目は、市民が直接的に行政に対して意思表明を行い、その意思決定に参加することができるという市民参加を保障する住民投票制度について明らかにするものです。

二点目は、議会および市長は、市政の重要事項について、市民参加の一つとして、直接市民の意思を確認するため、住民投票を実施することができることを明らかにするものです。

三点目は、住民投票の結果については、議会および市長が意思決定をする際に、尊重されるべきものであることを明らかにするものです。また、議会および市長は、市民生活に重大な影響を及ぼす重要事項について行われた住民投票の結果を踏まえた政策的判断について、市民に対して説明を行わなければならないことを明らかにするものです。

四点目は、住民投票の発議権や投票資格者の範囲など、住民投票を行うに当たっての具体的な事項は、別に条例で定めることを明らかにするものです。

なお、住民投票には、一定の条件を満たせば住民投票を行う常設型の住民投票制度と、必要に応じてその都度条例を制定する非常設型の住民投票制度がありますが、市民委員会においては、どちらの方式を採用するかについて言及しないこととしました。

住民投票（自治基本条例課題別論点票）

1 概要	<p>住民投票は、特定の政策など一つのテーマに対する賛否を、住民の意思として直接表明する仕組みであり、かつ間接民主制を補完する参加の仕組みとして位置付けできる。</p> <p>次に、住民投票の結果については、議会や首長は、その結果を尊重・参考にして、的確な政策決定を行おうとするものである。</p>																																																																																																																								
2 法的根拠	<p>なし。（地方自治法第74条にて、有権者の1/50以上の者の連署にて住民投票条例などの条例制定を住民が長に対して直接求めることができる。ただし、条例制定には議会の議決が必要。）</p>																																																																																																																								
3 論点	<p>① 市民から住民投票を請求できる規定を盛り込むのか。</p> <p>② 議会および市長の側から住民投票を実施できるのか。</p> <p>③ 住民投票後の結果について、どう取り扱うのか。</p> <p>④ 住民投票の具体的事項については、条例に記載するのか。</p>																																																																																																																								
4 結論	<p>市民主権の観点から、市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要事項について、市民の意思を的確に反映させるために行われる住民投票制度について、条例に盛り込むことにする。</p> <p>盛り込みたい内容については、次のとおりとする。</p> <p>① 市民が、直接的に行政に対して意思表示を行い、その意思決定に参加できるという市民参加を保障する住民投票を実施できることとする。</p> <p>② 議会および市長は、市政の重要事項について、市民参加の一つとして、直接市民の意思を確認するため、住民投票を実施できることとする。</p> <p>③ 住民投票の結果については、議会および市長が意思決定をする際に尊重されるべきものであり、また、議会および市長は、住民投票の結果を踏まえた政策的判断について、市民に対して説明を行うこととする。</p> <p>④ 住民投票を行うに当たっての具体的事項は、別に条例で定めることとする。また、住民投票には、一定の条件を満たせば住民投票を実施できる「常設型」の住民投票制度と、必要に応じてその都度条例を制定しなければならない「非常設型」の住民投票制度があるが、「常設型」か「非常設型」かどちらにするかは言及しないこととした。</p>																																																																																																																								
5 他自治体の状況等	<table border="1" data-bbox="437 1240 1362 2085"> <thead> <tr> <th rowspan="2">自治基本条例制定済他自治体※</th> <th rowspan="2">施行年月</th> <th colspan="3">住民投票の項目について</th> <th rowspan="2">結果の取扱い</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>常設型</th> <th>非常設型</th> <th>具体的な要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川崎市</td> <td>H17.4</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>尊重</td> <td></td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>H17.4</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>規定なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>札幌市</td> <td>H19.4</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>尊重</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟市</td> <td>H20.2</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>尊重</td> <td></td> </tr> <tr> <td>豊田市</td> <td>H17.10</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>尊重</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岐阜市</td> <td>H19.4</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>尊重</td> <td></td> </tr> <tr> <td>大和市</td> <td>H17.4</td> <td>○</td> <td></td> <td>市に住所を有する満16歳以上の者総数の1/3以上</td> <td>尊重</td> <td>大和市住民投票条例(H18.10.1施行)</td> </tr> <tr> <td>太田市</td> <td>H18.4</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>尊重</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平塚市</td> <td>H18.10</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>尊重</td> <td></td> </tr> <tr> <td>三鷹市</td> <td>H18.4</td> <td></td> <td>○</td> <td>市に住所を有する満18歳以上の者総数の1/50以上で条例案を添えて請求</td> <td>規定なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>帯広市</td> <td>H19.4</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>尊重</td> <td></td> </tr> <tr> <td>さぬき市</td> <td>H17.4</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>規定なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>善通寺市</td> <td>H17.10</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>尊重</td> <td>意見交換の場を設ける。</td> </tr> <tr> <td>丸亀市</td> <td>H18.10</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>尊重</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ニセコ町</td> <td>H13.4</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>規定なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						自治基本条例制定済他自治体※	施行年月	住民投票の項目について			結果の取扱い	備考	常設型	非常設型	具体的な要件	川崎市	H17.4		○		尊重		静岡市	H17.4		○		規定なし		札幌市	H19.4		○		尊重		新潟市	H20.2		○		尊重		豊田市	H17.10		○		尊重		岐阜市	H19.4		○		尊重		大和市	H17.4	○		市に住所を有する満16歳以上の者総数の1/3以上	尊重	大和市住民投票条例(H18.10.1施行)	太田市	H18.4		○		尊重		平塚市	H18.10		○		尊重		三鷹市	H18.4		○	市に住所を有する満18歳以上の者総数の1/50以上で条例案を添えて請求	規定なし		帯広市	H19.4		○		尊重		さぬき市	H17.4		○		規定なし		善通寺市	H17.10		○		尊重	意見交換の場を設ける。	丸亀市	H18.10		○		尊重		ニセコ町	H13.4		○		規定なし	
自治基本条例制定済他自治体※	施行年月	住民投票の項目について			結果の取扱い	備考																																																																																																																			
		常設型	非常設型	具体的な要件																																																																																																																					
川崎市	H17.4		○		尊重																																																																																																																				
静岡市	H17.4		○		規定なし																																																																																																																				
札幌市	H19.4		○		尊重																																																																																																																				
新潟市	H20.2		○		尊重																																																																																																																				
豊田市	H17.10		○		尊重																																																																																																																				
岐阜市	H19.4		○		尊重																																																																																																																				
大和市	H17.4	○		市に住所を有する満16歳以上の者総数の1/3以上	尊重	大和市住民投票条例(H18.10.1施行)																																																																																																																			
太田市	H18.4		○		尊重																																																																																																																				
平塚市	H18.10		○		尊重																																																																																																																				
三鷹市	H18.4		○	市に住所を有する満18歳以上の者総数の1/50以上で条例案を添えて請求	規定なし																																																																																																																				
帯広市	H19.4		○		尊重																																																																																																																				
さぬき市	H17.4		○		規定なし																																																																																																																				
善通寺市	H17.10		○		尊重	意見交換の場を設ける。																																																																																																																			
丸亀市	H18.10		○		尊重																																																																																																																				
ニセコ町	H13.4		○		規定なし																																																																																																																				

(9) 総合計画の位置付け

- ・総合計画の策定に当たっては、あらゆるプロセスにおいて、市民が参加できる機会の充実に努めるものとします。
- ・総合計画を効果的かつ着実に推進するため、適切な進行管理を行うとともに、その結果を定期的に市民に分かりやすく公表するものとします。

【考え方】

地方自治法第 2 条第 4 項の規定により総合的かつ計画的な行政運営を図るため、議会の議決を経て基本構想を策定し、これに即して事務処理を行うよう定められています。

その中で、この項目は、総合計画の策定や進行管理を行うに当たっては、市民への参加機会の充実や情報提供に努めることを明らかにするために設けるものです。

一点目は、総合計画の策定に当たっては、市民が多様な方法で参加できるように機会の充実に努めることを明らかにするものです。

二点目は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、市民参加の下で、適切に進行管理を行い、結果を分かりやすく定期的に市民に公表するなどの取組が重要であることを明らかにするものです。

【関連する高松市の規程】

- ・高松市総合計画の策定および実施規程